

第 5 期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年 9 月29日（火曜日）
午後 2 時

場 所

名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所
2 階大会議室（ホール）

議 案

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 第 1 号議案 | 第三者割当による第 2 回新株
予約権発行の件 |
| 第 2 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）2 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査等委員である取締役 1 名
選任の件 |
| 第 5 号議案 | 補欠監査等委員である取締役
1 名選任の件 |

目 次

ご挨拶	1
第 5 期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	33

ご挨拶



代表取締役社長

堀 孝子

株主の皆様には日頃より大変お世話になっており、厚く御礼申し上げます。

2026年6月期は、売上高は、店舗数減少や不採算事業からの撤退に伴う減収分を1店舗当たりの増収分がカバーする形でほぼ前期比横ばい、利益面では高粗利商品の販売不振や不採算部門撤退に伴う在庫処分などで粗利率は1%悪化したものの、販管費がそれ以上に圧縮出来たことにより営業利益は40百万円増益、最終損益は一部の資産売却や税効果などにより、前期の▲257百万円から431百万円へ大幅に改善し、最終黒字化を達成致しました。

期末配当は期初計画通り3円とさせていただきますが、連結決算では利益剰余金が配当総額を上回ったものの当社単体決算では利益剰余金が配当総額を下回ったことから、今回もその他資本剰余金を配当原資とさせていただきます。

また、苦渋の選択ではございますが、この度2026年12月より株主優待制度を変更することと致しました。変更の背景及び変更点は決算説明資料等にも掲載致しましたが、これまで無配の期間に代替還元策として強化してきた現行制度の、少数単元株主様への優待利回り偏重の制度設計等により、ここ数年で少数単元株主数が急増し、その結果、株主関連費用が2020年6月期の56百万円から2026年6月期の186百万円へと3倍以上に増加、このままでは早晩200百万円を突破して更に増加し続け、確実に経営を圧迫することが予想される深刻な状況であることが主な背景です。一方で、2025年6月期に復配を果たし、安定配当を目指す環境が整いつつあることから、今後は株主優待と配当とのバランスの最適化を図ってまいりますので、何卒ご理解賜りたくお願い申し上げます。

今期は最終利益を更に積み上げ安定的な株主還元実現に努めてまいります。

引き続き一層のご支援ご理解賜りますようお願い申し上げます。

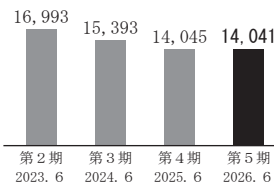
業績ハイライト

売上高

140億41百万円

前期比 0.0% ▼

(単位: 百万円)

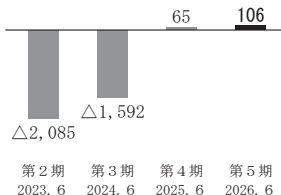


営業利益

1億6百万円

前期比 61.5% ▲

(単位: 百万円)

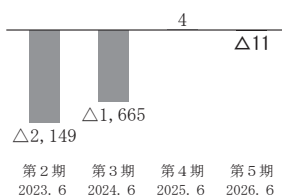


経常利益

△11百万円

前期差 16百万円 ▼

(単位: 百万円)

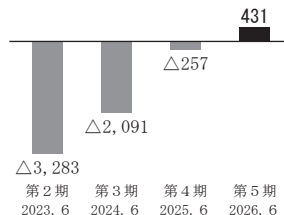


親会社株主に帰属する当期純利益

4億31百万円

前期差 6億89百万円 ▲

(単位: 百万円)



決算説明資料はこちら: <https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/presentation/>



(証券コード7135)
2026年9月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年9月7日

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地
ジャパンクラフトホールディングス株式会社
代表取締役社長 堀 孝 子

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト「第5期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/general_meeting/



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ジャパンクラフト」または「コード」に当社証券コード「7135」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセス、または議決権行使書に記載のQRコードを読み取っていただき、画面の案内に従って、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午後2時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所 2階大会議室（ホール）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第5期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第5期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 第三者割当による第2回新株予約権発行の件
 - 第2号議案 剰余金の処分の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使に関する事項
 - （1）議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）郵送（書面）及びインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
 - （3）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

◎交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年 9月29日（火曜日）
午後 2 時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年 9月28日（月曜日）
午後 6 時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年 9月28日（月曜日）
午後 6 時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 票
××××年××月××日

議案番号	賛否
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	

※ログイン用紙コード
ロダイシ
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
見本
XXXXXXXXXX
〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

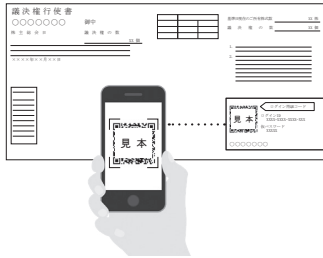
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年7月1日から2026年6月30日まで）におけるわが国経済は、企業の設備投資の拡大や個人消費の改善により緩やかな回復基調が続きました。一方で、物価上昇の継続や米国の関税政策、中東情勢の緊迫化等による景気の下振れリスクが存在し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する手芸業界及び出版業界においても、原材料価格の高騰によるコスト上昇に加え、手芸コーナーの充実を図る100円ショップとの競合激化や趣味の多様化、愛好者の高齢化によるユーザー減少など、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のなか、当社は、グループ経営理念「『手づくり』を通して豊かな心を育み幸せを紡ぐ企業グループへ」とその理念に基づいたサステナビリティ方針を掲げ、環境・社会・ガバナンス面での各種課題への継続的な取り組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献したいと考えております。このような考えのもと、足元の経営環境を踏まえ、当連結会計年度を初年度とする新中期経営計画（2026年6月期から2028年6月期まで）を2025年9月に公表いたしました。手芸市場における持続的な成長実現に向け、手芸の裾野拡大、収益性の向上、グループシナジーの深化の3つを骨子に据え、ライトユーザーの取り込み強化や、グループ各社の強みを生かした商品開発による他社との差別化、グループ各社の仕入・マーケティングの機能一元化に向けた取り組みを推進しております。しかしながら、小売事業における反物生地等の粗利率の高い商品の販売不振や、出版・教育事業における会員数の減少等により、年間の事業計画に対しては売上、営業利益ともに未達となりました。一方でグループ各社の取り組みの結果、収益構造は着実に改善しており、前期比で売上は若干減少も営業利益は増加いたしました。また、当連結会計年度において投資有価証券売却益及び株式会社ヴォーグ学園（以下、「ヴォーグ学園」という。）の株式譲渡による関係会社株式売却益を特別利益として計上しております。さらに、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額（益）を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は売上高140億41百万円（前連結会計年度比0.0%減）、営業利益1億6百万円（前連結会計年度比61.5%増）、経常損失11百万円（前連結会計年度は4百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億31百万円（前連結会計年度は2億57百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(小売事業)

小売事業では、藤久株式会社（以下、「藤久」という。）が営む「クラフトハートトーカイ」ブランドを中心とした店舗とＥＣにおいて様々な施策に取り組んでまいりました。

若年層を中心とした編み物ブームの継続を背景として、編み物関連商品は好調に推移しました。トーカイグループ店舗において編み物初心者向けの１ＤＡＹワークショップを開催したほか、国内外の毛糸や編み物関連商品を取り扱うポップアップショップ「旅する毛糸店」を各地で開催し、2025年12月には、お客様が各自編み物を持ち寄って楽しむ編み会イベント「編みパ」を開催する等、編み物の顧客層拡大とイベント強化に取組みました。

これまで藤久における売上の柱となっていた入学入園準備に伴う手芸需要は、近年の少子化や既製品の増加により減少傾向にあります。需要の変化に対応し、入園入学準備関連以外の施策も並行して実施することで売上確保に努めました。引き続き需要の変化に対応した柔軟な取組みを強化してまいります。

また、手芸の裾野拡大に向け、ＩＰコンテンツを活用した商品開発に取り組むとともに、店舗での初心者向けワークショップや講習会の体験レッスン強化に取組み、モノ消費・コト消費両面の充実を図ることで、新規顧客層開拓を推進いたしました。

収益性の向上に向けては、市場調査を徹底し商品・サービスの価格適正化を順次進めるとともに、粗利確保に向けて割引制度の見直しを図り、収益構造の改善に取り組みましたが、粗利率の高い商品の販売不振などにより年間の粗利率改善においては課題を残す形となりました。

店舗網については、東北地区で１店舗、関東地区で１店舗、近畿地区で２店舗、中国地区で１店舗、沖縄地区で１店舗の閉鎖を実施した一方、東北地区で１店舗、中部地区で１店舗、沖縄地区で１店舗新規出店し、当連結会計年度末の店舗数は211店舗となりました。

これらの結果、小売事業の売上高は109億88百万円（前連結会計年度比0.8%増）、営業利益は３億50百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。

(出版・教育事業)

出版・教育事業では、株式会社日本ヴォーグ社（以下、「日本ヴォーグ社」という。）を中心に様々な施策に取り組んでまいりました。

日本ヴォーグ社では、編み物ブーム継続を背景に、編み物関連書籍や基礎本シリーズの販売が好調に推移いたしました。2025年10月31日及び11月1日に開催された糸のマーケットイベント「イトマ！」は、今回で開催7回目となり、多くのお客様にご来場いただき売上は過去最高となりました。

2025年10月には自社ECサイトである「手づくりタウン」をリニューアルし、「手づくりと生きる、を新しく」をコンセプトに、商品販売だけでなく、情報発信や学びのコンテンツを融合したメディア型ECサイトへの転換を進めました。さらに、2025年12月より有料会員制度「手づくりタウンクラブ」を開始し、顧客との継続的な関係構築に取り組んでおりますが、効果発現までに時間を要し、売上への貢献には至りませんでした。

また、構造改革に向けた専担部署を立ち上げ、事業ポートフォリオの見直しと収益改善施策を推進しました。不採算事業撤退やコスト削減施策に取り組んだほか、在庫活用施策として、2026年1月から3月にかけてECサイト及び日本ヴォーグ社本社にて「手芸祭」を開催し、在庫現金化と顧客接点創出に寄与しました。会員数の減少等により前年同期比で減収となりましたが、構造改革により利益面は改善いたしました。

ヴォーグ学園では、これまでに蓄積された手芸に関する情報やテキスト作成のノウハウを活かし、手芸の知識を問う「手芸検定」を新たな取り組みとして開始いたしました。なお、2026年5月1日付でヴォーグ学園の全株式を株式会社ハルメクに譲渡しておりますが、連結除外日までの実績が含まれております。

これらの結果、出版・教育事業の売上高は31億24百万円（前連結会計年度比2.7%減）、営業利益は83百万円（前連結会計年度比78.6%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、運転資金を安定的かつ機動的に調達することを目的として、2026年2月24日付で名古屋銀行をアレンジャーとする金融機関4行によるタームアウト型コミットメントライン契約（貸付極度額27億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は16億円です。

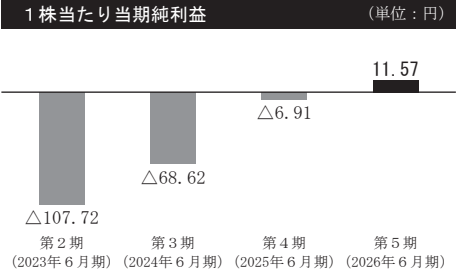
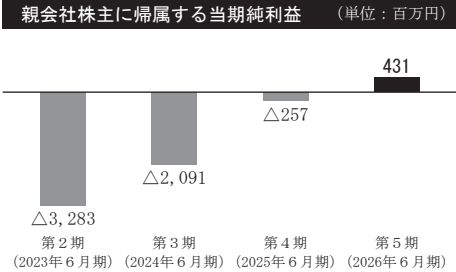
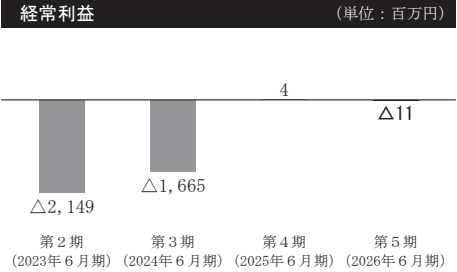
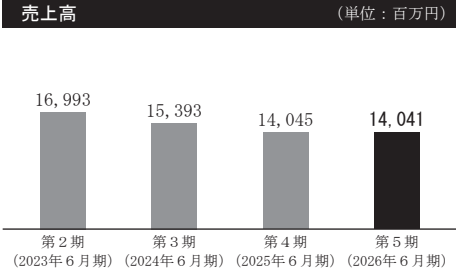
(3) 設備投資の状況

企業集団における設備投資の総額は、76百万円で、セグメント別の内訳は次のとおりであります。

セグメント	設備投資金額（百万円）	設備投資の主な内容・目的
小売事業	59	新規出店、既存店の移設改装、システム開発のソフトウェア等
出版・教育事業	17	本部設備更新、システム開発のソフトウェア等
合計	76	

(注) 設備投資金額には、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含めておりません。

(4) 財産及び損益の状況



区 分	第 2 期 (2023年 6 月期)	第 3 期 (2024年 6 月期)	第 4 期 (2025年 6 月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2026年 6 月期)
売 上 高(百万円)	16,993	15,393	14,045	14,041
経 常 利 益(百万円)	△2,149	△1,665	4	△11
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	△3,283	△2,091	△257	431
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△107円72銭	△68円62銭	△ 6 円91銭	11円57銭
総 資 産(百万円)	12,712	11,289	11,555	11,025
純 資 産(百万円)	5,026	2,966	3,694	3,956
1 株 当 た り 純 資 産 額	164円92銭	97円33銭	98円99銭	106円03銭

- (注) 1. 当社は、2023年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算出しております。
2. 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2024年 7 月 1 日を払込期日とする第三者割当増資による株式発行により、発行済株式総数は 6,840,000株増加しております。
4. △は損失を示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
藤久株式会社	100百万円	100.00%	店舗販売事業、EC事業、 教室事業
株式会社 日本ヴォーグ社	40百万円	100.00%	出版事業、教育事業、 通信販売事業、通信教育 事業、インターネット事 業、イベント事業

(注) 2026年 5 月 1 日付で株式会社ヴォーグ学園の全株式を譲渡いたしました。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社 日本ヴォーグ社	東京都中野区弥生町 五丁目 6 番地11号	2,094百万円	6,344百万円

④ その他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権の所有割合	当社との関係
合同会社ルビィ	100千円	33.40%	資本業務提携

(6) 対処すべき課題

今後の見通しについては、趣味の多様化や愛好者の高齢化による手芸人口の減少や他業種との競合など引き続き厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループは、グループ経営理念「『手づくり』を通して豊かな心を育み幸せを紡ぐ企業グループへ」のもと、長期ビジョン2030である「『手づくり』を軸に新ビジネス領域を拡大し、お客さまと従業員の自己実現を叶えます」の実現に向け、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画の骨子として手芸の裾野拡大、収益性の向上、グループシナジーの深化の3つを掲げております。この中期経営計画のもと、長期ビジョン2030実現に向けた持続的な成長の下地作りのため、各施策を着実に推進してまいります。

(7) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びそれに附帯または関連する業務を行っております。

当社グループは、主として次の事業を行っております。

小売事業、出版・教育事業

(8) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

① 当社

本社事務所 名古屋市名東区

② 子会社

藤久株式会社

本社事務所 名古屋市名東区

店舗 211店舗

北海道2店舗、東北17店舗、関東49店舗、中部83店舗、

近畿22店舗、中国17店舗、四国3店舗、九州・沖縄18店舗

株式会社日本ヴォーグ社

本社事務所 東京都中野区

(9) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
小売事業	144名（558名）	10名減（18名減）
出版・教育事業	79名（32名）	14名減（18名減）
合計	223名（590名）	24名減（36名減）

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、アルバイト・契約社員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 出版・教育事業において従業員数が減少した主な理由は、当社連結子会社であった株式会社ヴォーグ学園の全株式を譲渡したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
シンジケートローン	1,600百万円
株式会社静岡銀行	1,229
株式会社商工組合中央金庫	390
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社みずほ銀行	40
文化産業信用組合	21

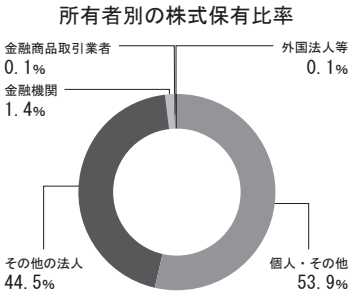
- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社名古屋銀行をアレンジャーとする計4行からの協調融資によるものであります。
2. 株式会社みずほ銀行の借入額には、社債の残高40百万円を含んでおります。

(11) その企業集団社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 37,341,680株（うち自己株式1,814株）
- ③ 株主数 33,472名
- ④ 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
合 同 会 社 ル ビ イ	12,460	33.37
G O T O 株 式 会 社	3,376	9.04
後 藤 薫 徳	3,154	8.45
瀬 戸 信 昭	1,245	3.33
ジャパングラフトホールディングス取引先持株会	1,051	2.82
ジャパングラフトホールディングス従業員持株会	698	1.87
冠 達 実	635	1.70
瀬 戸 高 信	584	1.57
徳 永 信	475	1.27
瀬 戸 み ど り	460	1.23

（注） 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当社相談役後藤薫徳氏は、日本証券金融株式会社との株式貸借契約書に基づき248千株を貸し出しており、当該貸株を含めた持株数は3,402千株となっております。なお、当該貸株は2026年7月1日に全て返還を受けております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

2024年5月28日開催の取締役会及び2024年6月28日開催の臨時株主総会に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	131,602個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式13,160,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき169円
新株予約権の払込期日	2024年7月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき185円
新株予約権の行使期間	2024年7月2日から2026年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部を行使することができる。但し、新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を合同会社ルビィに割り当てた。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年6月30日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 孝 子	代表取締役社長	
後 藤 邦 仁	取締役	藤久㈱執行役員
西 江 章	取締役（監査等委員）	三栄源エフ・エフ・アイ㈱社外監査役 ㈱キーストーン・パートナーズ顧問
福 海 照 久	取締役（監査等委員）	福海照久税理士事務所代表
永 安 吉 太 郎	取締役（常勤監査等委員）	藤久㈱監査役 ㈱日本ヴォーグ社 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）西江章氏及び福海照久氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）西江章氏は、長年にわたり税務行政に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）福海照久氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、永安吉太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員並びに管理監督を行う従業員であり、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月15日開催の取締役会において、役員報酬等の決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等について、役員報酬等の決定に関する基本方針に沿うものであると判断しております。

なお、役員報酬等の決定に関する基本方針の内容は次のとおりであります。

当社の役員報酬制度は、コーポレートガバナンスの観点から業務執行の適切な監督・監査を担う優秀な人材を確保するとともに、当社グループの業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高める制度とすることを目的として以下のとおり定めます。

- ・ 役員の報酬等については、株主総会の決議により決定された取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等限度額の範囲内で、取締役の報酬等については取締役会、監査等委員である取締役の報酬等については監査等委員会において決定します。
- ・ 役員の報酬水準については、従業員の給与水準とのバランスや当社と同規模の主要企業における役員報酬水準を考慮しながら、当社グループの業績推移や成長度合い等を踏まえて定めます。
- ・ 役員の報酬体系については、コーポレートガバナンスやグループ経営の観点から、公正かつバランスのとれたものとなるよう、各職責に応じて定めます。
- ・ 社外取締役を除く取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬（いずれも金銭報酬）で構成します。業績連動報酬は、事業の成長度を測る観点から単年度の経常利益目標を指標として、その達成度合いに応じて個人別の

支給額を決定します。また、社外取締役（監査等委員を除く。）は、その役割と独立性の観点から、基本報酬（固定報酬）のみとします。

- ・取締役（監査等委員を除く。）の各人別の報酬額については、客観性及び透明性を確保するため、代表取締役社長と社外取締役2名で構成する任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて取締役会で決定します。
- ・今後は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する制度とするため、株式報酬等の非金銭報酬を含め、中長期的なインセンティブ報酬の導入に向けた検討を進めてまいります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	19 (－)	19 (－)	－ (－)	2名 (－)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	12 (7)	12 (7)	－ (－)	3名 (2名)
合計 （うち社外役員）	32 (7)	32 (7)	－ (－)	5名 (2名)

- (注) 1. 業績連動報酬は、事業の成長度を測る観点から単年度の経常利益目標を指標として、その達成度合いに応じて個人別の支給額を決定しております。なお、前事業年度は経常利益を計上しているものの、その金額が僅少であるため業績連動報酬は支給されておりません。
2. 非金銭報酬等の支給はありません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年9月28日開催の第1期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえて取締役会で、また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、それぞれ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものと判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	西 江 章	三栄源エフ・エフ・アイ㈱社外監査役 ㈱キーストーン・パートナーズ顧問	取引関係はありません。 当社は、株式会社キーストーン・パートナーズとの間に資本業務提携契約を締結しております。
取 締 役 (監査等委員)	福 海 照 久	福海照久税理士事務所代表	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況、社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	西 江 章	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席、弁護士及び税務行政における豊富な経験と高い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回に出席し、専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	福 海 照 久	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席、税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回に出席し、専門知識を活かし、中長期的な視点に基づいた経営に対する有益な助言を行うとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から、当社の経営に対する監督、チェック機能を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人より、監査の体制・監査項目別監査時間等について報告を受けたうえで、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を勘案し、当事業年度の報酬見積額の妥当性について検討した結果、適切であると判断しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約

該当事項はありません。

(5) 補償契約

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、高付加価値商品やサービスの提供により収益基盤の強化を図るとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分については収益の状況や配当性向等を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、計画通り1株当たり3円00銭の配当を実施させていただきます。なお、連結決算では配当金の総額を上回る利益剰余金を計上したものの、当社単体決算での利益剰余金では配当金の総額を下回ることから、その他資本剰余金を配当原資とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7, 227, 509	流 動 負 債	5, 172, 210
現金及び預金	1, 887, 762	買 掛 金	522, 192
受 取 手 形	28, 836	電 子 記 録 債 務	206, 317
売 掛 金	777, 587	短 期 借 入 金	2, 700, 000
営 業 未 収 入 金	213, 841	1 年以内償還予定の社債	40, 000
商 品 及 び 製 品	3, 901, 272	1 年以内返済予定の長期借入金	334, 128
仕 掛 品	12, 892	未 払 金	408, 371
貯 蔵 品	3, 449	未 払 法 人 税 等	78, 080
そ の 他	402, 295	契 約 負 債	304, 818
貸 倒 引 当 金	△428	賞 与 引 当 金	21, 493
固 定 資 産	3, 798, 225	株 主 優 待 引 当 金	109, 782
有 形 固 定 資 産	2, 946, 425	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	1, 638
建 物 及 び 構 築 物	723, 394	資 産 除 去 債 務	2, 488
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	442, 899
器 具 及 び 備 品	33, 676	固 定 負 債	1, 896, 536
土 地	2, 186, 619	長 期 借 入 金	507, 842
リ ー ス 資 産	2, 734	リ ー ス 債 務	2, 734
無 形 固 定 資 産	46, 990	繰 延 税 金 負 債	446, 965
そ の 他	46, 990	退 職 給 付 に 係 る 負 債	355, 333
投 資 そ の 他 の 資 産	804, 810	資 産 除 去 債 務	497, 807
投 資 有 価 証 券	25, 308	そ の 他	85, 852
繰 延 税 金 資 産	87, 525	負 債 合 計	7, 068, 746
差 入 保 証 金	667, 989	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	23, 986	株 主 資 本	3, 934, 736
資 産 合 計	11, 025, 735	資 本 金	100, 000
		資 本 剰 余 金	194, 406
		利 益 剰 余 金	3, 648, 092
		自 己 株 式	△7, 762
		その他の包括利益累計額	12
		その他有価証券評価差額金	12
		新 株 予 約 権	22, 240
		純 資 産 合 計	3, 956, 989
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	11, 025, 735

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,041,061
売 上 原 価		6,119,004
売 上 総 利 益		7,922,056
販売費及び一般管理費		7,815,986
営 業 利 益		106,069
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,920	
受 取 配 当 金	2,846	
受 取 保 険 金	274	
助 成 金 収 入 他	3,233	
そ の 他	5,654	15,929
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	82,271	
シンジケートローン手数料	48,870	
そ の 他	2,461	133,602
経 常 損 失		△11,603
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	217,501	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	132,751	350,252
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,272	1,272
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		337,376
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	82,934	
法 人 税 等 還 付 税 額	△22,724	
法 人 税 等 調 整 額	△154,816	△94,605
当 期 純 利 益		431,982
親会社株主に帰属する当期純利益		431,982

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	152,195	流 動 負 債	2,429,233
現 金 及 び 預 金	86,680	短 期 借 入 金	1,600,000
営 業 未 収 入 金	11,000	未 払 金	16,822
前 払 費 用	2,559	未 払 費 用	1,383
そ の 他	51,955	未 払 法 人 税 等	234
		預 り 金	882
		関 係 会 社 預 り 金	700,000
		賞 与 引 当 金	127
		株 主 優 待 引 当 金	109,782
		負 債 合 計	2,429,233
固 定 資 産	6,192,169	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,192,169	株 主 資 本	3,892,890
関 係 会 社 株 式	2,916,729	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,275,440	資 本 剰 余 金	3,788,040
		資 本 準 備 金	25,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	3,763,040
		利 益 剰 余 金	5,508
		そ の 他 利 益 剰 余 金	5,508
		繰 越 利 益 剰 余 金	5,508
		自 己 株 式	△657
		新 株 予 約 権	22,240
		純 資 産 合 計	3,915,131
資 産 合 計	6,344,364	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,344,364

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		353,000
売 上 総 利 益		353,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		329,596
営 業 利 益		23,403
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59,590	
雑 収 入	1	59,592
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	48,438	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	48,870	
そ の 他	1,653	98,962
経 常 損 失		△15,966
税 引 前 当 期 純 損 失		△15,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,250	
法 人 税 等 還 付 税 額	△22,724	△21,474
当 期 純 利 益		5,508

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 8月21日

ジャパングラフトホールディングス株式会社
取締役会 御中

栄 監 査 法 人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 横 井 陽 子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉 置 浩 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパングラフトホールディングス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパングラフトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 8 月21日

ジャパクラフトホールディングス株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指定社員 公認会計士 横 井 陽 子
業務執行社員

指定社員 公認会計士 玉 置 浩 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパクラフトホールディングス株式会社の2025年 7 月 1 日から2026年 6 月30日までの第 5 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、グループ監査室ほか会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について
も、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「栄監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月21日

ジャパンプラフトホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 西江 章 ⑩

監査等委員 福海 照 久 ⑩

常勤監査等委員 永安 吉太郎 ⑩

(注) 監査等委員 西江 章 及び 福海 照久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に
規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第三者割当による第2回新株予約権発行の件

本議案は、第三者割当により発行される第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本資金調達」といいます。）を行うことについて、本資金調達に伴う希薄化率が25%以上であり、また、本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動する見込みがあることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条及び株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第440条の規定に基づき、本資金調達について株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 募集の概要

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	2026年10月1日
(2) 新株予約権の総数	131,602個
(3) 発 行 価 額	総額26,188,798円（本新株予約権1個につき199円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	13,160,200株（本新株予約権1個につき100株）
(5) 調 達 資 金 の 額	2,460,825,798円 (内訳) 新株予約権発行分 26,188,798円 新株予約権行使分 2,434,637,000円
(6) 行 使 価 額	185円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方式による。 割当予定先： 合同会社ルビィ 13,160,200株（131,602個）

(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること、及び2026年9月29日（火）開催予定の本定時株主総会において本資金調達の議案が普通決議によって承認されることを条件とします。 2. 当社は、本新株予約権に関し、割当予定先である合同会社ルビィ（以下、「割当予定先」といいます。）及び同社に匿名組合出資を行うファンド（日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合、2022年7月1日組成。以下、「本ファンド」といいます。）を管理・運営する株式会社キーストーン・パートナーズ（以下、「KSP社」といいます。）との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生を効力発生の条件とする新株予約権引受契約（以下、「本引受契約」といいます。）を2026年8月26日付で締結いたします。 3. 本引受契約において、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等が定められています。
---------	---

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社グループは、少子高齢化、趣味・嗜好の多様化に伴う既存手芸市場の縮小、消費者の購買チャネルの多様化、物価高及び円安等に伴う仕入・物流その他各種コストの上昇等を背景として、2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期と3期連続して営業損失、経常損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。かかる状況により、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、収益構造の改善及び財務基盤の安定化が重要な経営課題となっております。

このような状況の中、当社は、2023年10月30日付で公表した構造改革において、不採算店舗の閉鎖、店舗網及びECサイトの再編、全社的な人員体制の適正化等を実行し、黒字体質の確立に向けた取組みを進めてまいりました。この構造改革により収益基盤の改善を果たせたものの、既存手芸市場の縮小及び購買チャネルの多様化等の事業環境は引き続き厳しく、中長期的に安定した収益力を確立し、持続的な成長を実現するためには、引き続き既存事業の再構築を進めるとともに、新規事業による新たな収益基盤を確保することが必要であると認識しておりました。

当社は、かかる認識の下、2024年5月28日開催の取締役会において、合同会社ルビィを割当先とする第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行を決議し、同年6月28日開催の臨時株主総会における承認を経て資金調達（以下、総称して「前資金調達」といいます。）を実施いたしました。

前資金調達は、株式の発行により既存事業の再構築及び財務基盤の安定化に必要な資金を確保すると同時に、第1回新株予約権を割り当てることにより、新規サービスの開発や既存事業を強化するアセットを有する企業とのM&A及び資本・業務提携を機動的に検討・実行するための資金調達手段を確保することを目的としたものです。

前資金調達のうち、新株式の発行により調達した資金を①既存店舗の改装及び修繕②DX化に伴う基幹システムの入替え③不採算店舗閉鎖④SNS等を活用した広告宣伝⑤運転資金に活用した結果、2025年6月期において営業利益及び経常利益の黒字化を達成し、2026年6月期においては営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を計上するなど、収益基盤は大きく改善し、通期黒字化へ堅調に推移しております。

一方、第1回新株予約権の引受契約においては、当社がM&A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、割当先による第1回新株予約権の行使を希望する場合、合同会社ルビィは、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められていたものの、2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）現在において具体的なM&Aの実行には至っておらず、第1回新株予約権の行使による資金調達は実現していません。なお、第1回新株予約権については、その全て（131,602個）につき、その保有者たる合同会社ルビィにおいて、本新株予約権の発行を実行できないことが合理的に見込まれる場合を除き、行使期間の末日たる2026年9月30日までに行使を行う意向がないことを本引受契約において確認しているため、同日の経過をもって消滅する予定です。

当社グループは、2026年6月期から2028年6月期を対象とする新中期経営計画において、手芸の裾野拡大、収益性の向上及びグループシナジーの深化を重要な戦略骨子として掲げております。具体的には、小売事業における顧客接点の再構築、店舗モデルの見直し、店舗とECの連携によるOMOの推進、オリジナル商品及び企画商品の開発強化、出版・教育事業におけるEC事業の強化、並びに商品企画、仕入、マーケティング及び営業等の各機能の連携強化を通じて、グループ全体の収益性向上を図る方針であります。

もっとも、当社グループが新中期経営計画に掲げる成長戦略を着実に実行し、安定的な黒字体質を確立するためには、既存事業の自律的な改善に加え、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジーが見込まれる企業とのM&A及び資本・業務提携を機動的に検討・実行することが重要であると認識しております。特に、手芸・ハンドメイド周辺領域、女性顧客層向けの商品・サービス領域、体験型サービス、EC・デジタル関連領域等において、当社グループの既存経営資源と補完関係を有する企業との連

携は、売上高の拡大、顧客接点の強化及び収益機会の多様化に資するものと考えております。

以上を踏まえ、当社は、新中期経営計画における成長戦略の実行には引き続きM&A及び資本・業務提携の検討・実行が必要であることから、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容により、あらためてM&A及び資本・業務提携に係る資金を目的として、本新株予約権を発行することを決定いたしました。本新株予約権により、当社株価及び具体的な資金需要の状況に応じて段階的かつ機動的に資金調達を行うことが可能となる手段を引き続き確保することは、現時点における当社グループの財務戦略及び成長戦略に資するものと判断しております。

(2) 本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

上記「(1) 当該資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループは、前資金調達のうち、新株式の発行により、既存事業の再構築及び財務基盤の安定化に必要な資金を確保し、店舗改装・修繕、DX化、不採算店舗閉鎖、広告宣伝、運転資金等へ充当してまいりました。一方で、第1回新株予約権については、M&A及び資本・業務提携の機動的な資金調達手段を確保することを目的とし、その引受契約においても、当社がM&A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、合同会社ルビィによる第1回新株予約権の行使を希望する場合、合同会社ルビィは、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められておりましたが、2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）現在において具体的なM&Aの実行には至っておらず、同新株予約権の行使による資金調達は実現しておりません。そのため、当社としては、新中期経営計画の実行に必要な成長投資機会を逸しないよう、あらためてM&A及び資本・業務提携に係る資金を確保するための手段を整備する必要があると判断いたしました。

本新株予約権は、当社の株価が行使価額を下回る場合には権利行使がなされない可能性があることなどがデメリットとして考えられるものの、当社株価が行使価額を上回っている状況下においては、当社の資金調達ニーズに応じて割当予定先による権利行使が期待され、当社が必要とするタイミングで、本新株予約権の行使による事業資金の確保が実現しやすいと考えており、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であると判断いたしました。本新株予約権の資金使途であるM&A及び資本・業務提携は、候補先企業との交渉状況、事業環境、株式市場の状況その他の外部要因により、実行時期及び必要資金額が変動し得る性質を有しております。そのため、新株式の発行により一度に資金を調達する方法と比較して、具体的な資金需要や当社株価の状況に応じて段階的に資金調達を行うことが可能な新株予約権による調達は、現時点の当社の資金需要に適合するものと考えております。また、本新株予約権は、行使価額が固定され、最大交付株式数も限定されているた

め、希薄化の上限をあらかじめ想定できる内容となっております。なお、本引受契約において、当社がM&A・アライアンスの推進等に係る資金の調達のため、割当予定先による本新株予約権の行使を希望する場合、割当予定先は、当社の要請に対し、誠実に協議に応じるものとする旨が定められており、割当予定先との協議を通じて機動的な資金調達を実施することを目指してまいります。

さらに、当社は、下記①～④の資金調達方法についても比較検討いたしましたが、当社の時価総額、株式の流動性、財務状況、調達の確実性、発行コスト、既存株主への影響及び財務健全性への影響等を踏まえると、いずれも現時点の資金需要及び成長投資の性質に必ずしも適合しない面があるものと判断いたしました。以上を踏まえて総合的に勘案した結果、当社は、本新株予約権を割り当てる方法が現時点における資金調達の方法として最良の選択であるとの判断に至り、これを採用することを決定しました。

① 公募増資

公募増資は、一度に資金調達が可能となり、有力な資金調達手段の1つではありますが、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ ライツ・オフエリング

いわゆるライツ・オフエリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフエリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフエリングがあります。コミットメント型ライツ・オフエリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフエリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

④ 借入・社債による資金調達

借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがありますが、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の自己資本比率等の財務健全性指標を更に低下させることとなります。将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があります。また、中長期的な成長投資資金については資本性調達が適していることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は13,160,200株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリットとなる要素>

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、13,160,200株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じる可能性があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を下回る可能性

株価が長期的に行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 権利不行使の可能性

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

なお、本資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式13,160,200株に係る議決権の数は131,602個であり、その結果、割当予定先は、当社の総議決権の数の最大50.77%を保有し得ることとなり、会社法第244条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。下記は、同項及び第55条の2に定める通知事項です。

- (a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所
合同会社ルビィ
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数
256,208個
- (c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数
131,602個
- (d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数
504,673個
- (e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化による既存の株式価値の下落のおそれがありますが、本新株予約権の行使による調達資金は、M&A及び資本・業務提携に係る費用を使途とし、当社の事業基盤を強化・拡大させることができ、当社が新中期経営計画で掲げる戦略骨子である①手芸の裾野拡大、②収益性の向上、③グループシナジーの深化に資するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、既存株主の皆様の利益に貢献できるものであり、合理的であると判断しております。なお、取締役のうち1名はK S P社の顧問を兼任しておりますので、特別の利害関係を有するとして、本審議には参加していません。
- (f) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見
当社の監査等委員会より、以下の各号の事項を総合的に勘案した結果、本資金調達に関して、特定引受人との間で総数引受契約を締結することについては、合理的であると判断する旨の意見を書面により受領しております。なお、監査等委員のうち1名はK S P社の顧問を兼任しておりますので、特別の利害関係を有するとして、本審議には参加していません。
 - ①本新株予約権が行使され、当社が資金を調達することにより、当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化を図る必要性が認められること
 - ②本新株予約権の発行価額は株式会社A G S F A S（住所：東京都千代田区大手町1-9-5、代表者：廣渡嘉秀、以下、「A G S」といいます。）によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に対し特に有利な条件でないこと
 - ③本新株予約権の行使による資金調達により当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化を図るという目的に照らし、株式の希薄化の規模が合理的であること
 - ④本新株予約権の発行に際し、株主総会決議による株主の意思確認手続きが行われること

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,460,825,798円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金26,188,798円 本新株予約権の行使による調達資金2,434,637,000円
② 発行諸費用の概算額	13,960,000円 (内訳) 弁護士費用、新株予約権の価値評価費用、調査費用、及びその他事務費用(定時株主総会関連費用、有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等)
③ 差引手取概算額	2,446,865,798円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
①M&A及び資本・業務提携に係る費用	2,446百万円	2026年10月～2028年9月
合計	2,446百万円	—

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権が全て行使された場合の調達金額を基礎とした金額であります。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、資本業務提携先であるKSP社や銀行と協議のうえ、他の調達方法を検討する予定であります。なお、KSP社と資本業務提携に至った経緯は「6. 割当予定先の選定理由等」に記載のとおりです。

① M&A及び資本・業務提携に係る費用

当社グループは、2026年6月期から2028年6月期を対象とする新中期経営計画において、手芸の裾野拡大、収益性の向上及びグループシナジーの深化を重要な戦略骨子として掲げております。当社グループが当該成長戦略を着実に実行し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図るためには、既存事業の自律的な改善に加え、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジーが見込まれる企業とのM&A及び資本・業務提携を機動的に検討・実行することが重要であると考えております。

当社グループは、2021年2月に株式会社エポック社及び株式会社マスターピースと「シルバニアファミリー」オリジナル商品の企画販売等における業務提携や、2022年7月に手芸業界屈指の出版事業・教育事業を有する株式会社日本ヴォーグ社を子会社化するなど、多様化するお客さまのニーズに応えるべくグループとしての商品・サービス強化を行ってまいりました。このような過去の取組みを通じて、当社グループは、M&A及び資本・業務提携が、商品・サービスの拡充、新たな顧客層の獲得、顧客接点の強化に寄与する有効な成長戦略であると認識しております。

第1回新株予約権の発行後、外部M&A仲介業者も活用し、当社グループとの事業シナジーが見込まれる候補先企業の選定及び具体的な候補企業との面談等を進めてまいりましたが、2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）時点で具体的な候補先企業の選定には至っておりません。引き続き、手芸・ハンドメイドに関連する領域、当社グループの主要顧客層である女性をターゲットにした商品・サービス領域等において強みを持つ事業とのM&Aや資本・業務提携の可能性を検討してまいります。そのため、本新株予約権の行使により調達する資金を、当社グループとの事業シナジーが創出可能な企業とのM&A及び資本・業務提携に係る費用として2,446百万円充当する予定であります（M&A及び資本・業務提携は、案件ごとの個別性が高いことに鑑みて、件数及び1件当たりの必要資金の想定は置いておりません。）。なお、候補先企業の事業規模、事業内容、当社グループとのシナジーの内容及び必要資金額等を踏まえ、KSP社との共同によるM&A、資本・業務提携その他の提携形式を含め、案件ごとに最適な手法を検討してまいります。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社預金口座にて管理いたします。また、資金の使途や金額に変更があった場合又はM&A等による具体的な資金使途が確定した場合には、法令等に従い適時適切に開示いたします。

また、支出予定時期にM&Aの実行に至らなかった場合は、支出予定時期の延長の検討、あるいは店舗改装及び修繕やDX投資その他成長機会への投資等へ充当する予定であります。なお、これらの資金使途及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。

< 前回の資金調達における資金使途 >

2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）現在における前資金調達による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。

(2024年5月28日開催の取締役会決議に係る第三者割当による新株式発行により調達した資金の充当状況)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
①既存店舗の改装 及び修繕費	153	153	153	2024年7月 ～2026年6月
②D X化に伴う基幹 システムの入替え	260	260	260	2024年7月 ～2025年6月
③店舗閉鎖に伴う費用	110	110	110	2024年7月 ～2025年6月
④広告宣伝費	100	100	100	2024年7月 ～2025年6月
⑤運転資金	305	305	305	2026年2月 ～2026年6月
合計	928	928	928	

(注) 2026年1月29日付「資金使途変更に関するお知らせ」において上記のとおり資金使途を変更しております。

(2024年5月28日開催の取締役会決議に係る第三者割当による第1回新株予約権発行により調達した資金の充当状況)

具体的な使途	充当予定額 (百万円)	実際の調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出(予定) 時期
①M&A及び資本・ 業務提携に係る費用	2,421	—	—	2024年7月 ～2026年9月
合計	2,421	—	—	

※2026年8月26日(本件に係る有価証券届出書提出日)時点において第1回新株予約権は全て未行使です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで当社グループの収益力の改善、事業拡大及び財務基盤の安定化が見込まれることから、今回の資金使途には合理性があると考えております。これにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関であるAGSに依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価（発行決議日の前営業日の終値182円）、ボラティリティ（33.62%）、配当利回り（1.65%）、無リスク利子率（1.70%）、行使期間（2.10年）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提を置き、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、この評価（本新株予約権1個当たり199円、1株当たり1.99円）を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金199円としました。また、本新株予約権の行使価額については、1株185円といたしました。これは取締役会決議日の前営業日（2026年8月25日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に対して1.65%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）のプレミアムとなります。行使価額の決定については、当該ディスカウント率も踏まえつつ、本新株予約権が、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容であることを前提に、当社の業績動向、財務状況、株価動向、調達資金の具体的な使途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針及び本新株予約権の行使期間等を勘案して、割当予定先と第1回新株予約権と異なる行使価額の設定及びそれによる行使の蓋然性への影響についても協議した上で総合的に判断し、適切なオプションバリューを設定して本新株予約権の払込金額に反映することを前提に、前資金調達の際と同額とすることが適切であると判断いたしました。また、この行使価額は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、また、本新株予約権が第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容であることを前提に割当予定先と協議をした上で定めたものであることから、合理的なものと判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額（185円）は取締役会決議日の前営業日までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である202円に対して8.42%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である213円に対し

て13.15%のディスカウント、取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である213円に対して13.15%のディスカウントとなっております。

また、当社監査等委員会（2名、うち1名が社外取締役）より、AGSは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、AGSは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、AGSによる本新株予約権の発行価額の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してAGSから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、AGSによって算出された評価額の妥当性の検証の観点から、当社監査等委員会が独自に、当社及び割当予定先並びにAGSのいずれとも重要な利害関係のない第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング、代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）に本新株予約権の評価を依頼したところ、本新株予約権1個の払込金額である199円以下の評価額が示されたことに加え、本新株予約権の発行価額はAGSによって算出された評価額と同額であることから、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を書面により受領しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は13,160,200株（議決権数131,602個）であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数37,341,680株及び議決権数373,071個を分母とする希薄化率は35.24%（議決権ベースの希薄化率は35.28%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、調達した資金を上述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」のとおり充当することによって、手芸・ハンドメイドに関連する領域、当社グループの主要顧客層である女性をターゲットにした商品・サービス領域等において強みを持つ事業を対象にM&A・アライアンスを推し進めることによって、当社グループの顧客基盤、店舗網、EC、出版・教育事業等とのシナジー創出により成長基盤構築を図ります。これらの取り組みにより、当社は、現在掲げている長期ビジョン2030において当社が目指す“「手作り」を軸に新ビジネス領域を拡大し、お客様と従業員の自己実現を叶えます”というビジョンを実現することで、確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、事業拡大及び財務基盤を安定化させることにより、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去6ヶ月間（2026年2月～2026年7月）における1日当たり平均出来

高は12,816株であり一定の流動性を有していることから、市場に与える影響は限定的であると考えております。

したがって、本新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

しかしながら、上記の希薄化率は25%を超える大規模なものであり、また本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動する見込みがあることから、本新株予約権の発行につきまして、本定時株主総会に付議し、株主の皆様にご諮る予定でおります。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

今回の割当予定先は、K S P社が管理・運営する本ファンドが匿名組合出資を行っている合同会社ルビィとなります。

(1)	名 称	合同会社ルビィ
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 一般社団法人ルビィホールディングス 職務執行者 高山 知也
(4)	事 業 内 容	1. 金銭債権の取得、保有及び処分 2. 信託受益権の取得、保有及び処分 3. 有価証券の取得、所有及び処分 4. 一般社団法人、特定目的会社その他の法人への出資、その他の持分の取得、保有及び処分 5. その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する業務
(5)	資 本 金	100,000円（2026年3月31日現在）
(6)	設 立 年 月 日	2022年8月13日
(7)	発 行 済 株 式 数	—
(8)	決 算 期	3月
(9)	従 業 員 数	—
(10)	主 要 取 引 先	なし
(11)	主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。
(12)	大株主及び持株比率	一般社団法人ルビィホールディングス 100%

(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：12,460,600株（左記の普通株式のほか、第1回新株予約権131,602個を保有しております。なお、第1回新株予約権については、その全て（131,602個）につき、その保有者たる合同会社ルビィにおいて、本新株予約権の発行を実行できないことが合理的に見込まれる場合を除き、行使期間の末日たる2026年9月30日までに行使を行う意向がないことを本引受契約において確認しているため、同日の経過をもって消滅する予定です。） 当社が保有している割当予定先の株式の数：該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	資本業務提携契約を締結しております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当いたします。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期		2024年12月期	2025年3月期	2026年3月期
資 産 合 計		7,429,849	8,189,401	14,552,632
資 本 合 計		206	218	266
1 株 当 た り 当社株主帰属持分（円）		—	—	—
売 上 収 益		418,116	2,006,001	168,283
営 業 利 益		143	△273	△3,399
当 期 利 益		47	12	47
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 利 益		—	—	—
基 本 的 1 株 当 た り 当期利益（円）		—	—	—
1 株 当 た り 年 間 配 当 金 （ 円 ） （うち1株当たり中間配当額）		—	—	—

(発行決議日現在) (単位：千円。特記しているものを除く)

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）現在におけるものであります。
2. 該当事項の無い項目につきましては、「―」で表記しております。

<ご参考> K S P 社の概要

(1)	名 称	株式会社キーストーン・パートナーズ
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町 1－2－1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 堤 智章 代表取締役 小山 聡
(4)	事 業 内 容	1. 有価証券の取得、投資、保有、運用およびこれらに関するコンサルティング業務 2. 投資事業有限責任組合の財産運用・管理およびこれらに関する契約またはその媒介に関する業務
(5)	資 本 金	80百万円
(6)	設 立 年 月 日	2009年 5 月 20 日
(7)	発 行 済 株 式 数	2 百万株
(8)	決 算 期	12 月
(9)	大株主及び持株比率 (2025年12月31日現在)	SBIFS合同会社 (34.8%) 株式会社 TTK パートナーズ (31.2%) 小山 聡 (16.6%) 吉田茂生 (5.2%) 合田幸憲 (4.1%) 株式会社みのり会計 (4.1%) 鳥羽史郎 (2.7%)
(10)	当事会社間の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	K S P 社の顧問 1 名が当社の取締役（監査等委員）を兼任しております。
	取 引 関 係	資本業務提携契約を締結しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(11) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
決算期		2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
純	資 産	1,377	1,822	1,690
総	資 産	2,121	2,966	2,441
1株当たり純資産(円)		688	950	881
売	上 高	1,249	2,575	1,517
営	業 利 益	214	1,371	336
経	常 利 益	217	1,371	338
当	期 純 利 益	149	923	222
1株当たり 当期純利益(円)		74	467	115
相手先は非上場会社であり、1株当たり配当金については相手先の要請により非開示とさせていただきます。				

(発行決議日現在) (単位: 百万円。特記しているものを除く)

- (注) 1. 提出者とKSP社との間の関係の欄は、2026年8月26日(本件に係る有価証券届出書提出日)現在におけるものであります。
2. 該当事項の無い項目につきましては、「―」で表記しております。

割当予定先の実態

当社は、KSP社、本ファンド及び割当予定先に実質的に関与するもの(割当予定先と同じ所在地の法人やKSP社の役員及び株主等)が反社会的勢力との関係を有しているかどうかに関し、第三者の信用調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町1-19-1、代表取締役社長 中岡裕一)に調査を依頼いたしました。その結果、KSP社、本ファンド及び割当予定先その他関係者が反社会的勢力と関係がない旨の報告を受けております。

以上を踏まえ、当社は、KSP社、本ファンド、割当予定先に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないと判断のうえ、「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2020年5月13日に公表いたしました「株式会社キーストーン・パートナーズとの資本業務提携、第三者割当による新株式発行、並びに、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、K S P社及び鈴蘭合同会社（後に合同会社エメラルドがその地位を承継しています。）と資本業務提携契約を締結し、約15億円の第三者割当増資を実施いたしました。当該資本業務提携及び2022年12月21日付の、当社、K S P社及び合同会社ルビィとの間で締結済みの資本業務提携契約の下、K S P社より経営参画（ハンズオン）の一環として、K S P社が指名する議決権のないオブザーバー2名が当社グループの各種会議体に出席することで、経営全般に係る助言をいただいております、当社が直面する長期的な売上高の低迷や最終赤字から脱却し、事業構造の改革及び第三者との提携等を実行し、当社グループの事業を発展成長させ、企業価値向上と株主利益の最大化に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、当社グループは、少子高齢化や趣味の多様化を背景に手芸人口が減少するなか、消費者物価上昇に伴う消費選別の強まりもあり客数が減少し、2022年6月期、2023年6月期及び2024年6月期と継続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。当社グループは、当該状況を解消すべく、「2. 募集の目的及び理由」の「（1）当該資金調達目的及び理由」に記載しましたように、黒字体質の確立に向け構造改革に取組み、収益基盤の改善を進めるとともに、安定した収益力の確立と持続的な成長を実現するために前資金調達を実施いたしました。割当予定先である合同会社ルビィ及び同社に匿名組合出資を行うファンドを管理・運営するK S P社は、当社との資本業務提携関係を通じて、当社グループの事業及び財務の状況、構造改革の進捗、新中期経営計画における成長戦略を十分に理解している相手先であります。新中期経営計画における成長戦略の実行には引き続きM&A及び資本・業務提携の検討・実行が必要であり、第1回新株予約権の行使期間を実質的に延長する内容により、本新株予約権の割当を受けることで引き続き当社グループの企業価値向上と株主利益の最大化に向けて取り組みたいとの意向があったことから、K S P社及び割当予定先との資本業務提携関係を継続・強化することが必要であると判断いたしました。したがって、合同会社ルビィが本新株予約権の割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、割当予定先から原則として中長期で保有する方針である旨を割当予定先より受領した書面にて確認しております。

また、本新株予約権には割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

割当予定先は、本新株予約権については、2026年8月26日（本件に係る有価証券届出書提出日）時点において、譲渡を行わず、行使可能期間中、保有した上で行使を行う方針であることを口頭で確認しております。取締役会の決議による当社の承認を以て新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、行使の払込原資確認、新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の資金等の状況について、割当予定先より、割当予定先が銀行口座にて保管している資金に加えて、本ファンドからの匿名組合出資により取得する資金をもって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金を用意する旨の説明を受けております。また、当社は、割当予定先より、本ファンドは、本ファンドの投資家に対するキャピタル・コールにより、割当予定先に対する匿名組合出資に必要な資金を用意する旨の説明を受けております。割当予定先は、本ファンドから、①キャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が払込みに要する資金を上回っている旨、及び②割当予定先と本ファンドの間で締結済みの資産保有匿名組合契約書に従い、払込みに要する資金相当額の匿名組合出資を行う用意がある旨を確認できる証明書を取得しており、当社はその写しを受領することにより確認しております。加えて、K S P社及び本ファンドより、本ファンドの投資家は、キャピタル・コールを受けた場合には出資を行うことが義務付けられていることをヒアリングにて確認しており、キャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が本新株予約権の取得に要する資金及び本新株予約権を全て行使した場合に要する金額の総額から割当予定先が銀行口座にて保管している資金を控除した金額を上回っている旨を上記証明書の写しを受領することにより確認しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年6月30日現在）		募 集 後	
合同会社ルビィ	33.37%	合同会社ルビィ	50.73%
GOTO株式会社	9.04%	GOTO株式会社	6.68%
後藤 薫徳	8.45%	後藤 薫徳	6.25%
瀬戸 信昭	3.33%	瀬戸 信昭	2.47%
ジャパクラフトホールディングス取引先持株会	2.82%	ジャパクラフトホールディングス取引先持株会	2.08%
ジャパクラフトホールディングス従業員持株会	1.87%	ジャパクラフトホールディングス従業員持株会	1.38%
冠 達実	1.70%	冠 達実	1.26%
瀬戸 高信	1.57%	瀬戸 高信	1.16%
徳永 信	1.27%	徳永 信	0.94%
瀬戸 みどり	1.23%	瀬戸 みどり	0.91%

- （注） 1. 募集前の持株比率は、2026年6月30日現在の株主名簿を基に計算したものであります。
2. 発行済株式数については2026年6月30日現在の株式数37,341,680株（総議決権数373,071個）としております。
3. 割当予定先の募集後の持株比率は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。
4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本件による2027年6月期連結業績に与える影響については軽微であると想定しており、連結業績予想の変更はございません。また、今後影響を与える事象が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数13,160,200株に係る議決権の数は131,602個であります。

よって、本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、2026年6月30日現在の発行済株式数37,341,680株に対し35.24%であり25%以上となり、また、本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主が異動する見込みがあります。

このように、本資金調達は、希薄化率が25%以上であり、かつ本新株予約権の全てが行使された場合には支配株主の異動を伴う見込みがあることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める有価証券上場規程第440条の規定に基づき、(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかが必要となります。この点、当社はより株主意思を尊重する観点から、上記(2)の株主の意思確認手続きを実施する予定であり、2026年9月29日（火）開催予定の本定時株主総会にて、本資金調達に関する議案を付議し、本資金調達の必要性及び相当性について株主の皆様に対してご説明のうえ、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくこととします。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期
連 結 売 上 高	16,993百万円	15,393百万円	14,045百万円
連 結 営 業 利 益 又 は 営 業 損 失	△2,085百万円	△1,592百万円	65百万円
連 結 経 常 利 益 又 は 経 常 損 失	△2,149百万円	△1,665百万円	4百万円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 純 損 失	△3,283百万円	△2,091百万円	△257百万円
1株当たり連結当期純利益 又 は 純 損 失	△107.72円	△68.62円	△6.91円
1株当たり配当金	—	—	3.00円
1株当たり連結純資産	164.92円	97.33円	98.99円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（発行決議日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	37,341,680株	100%
現時点の転換価額（行使価額） に お け る 潜 在 株 式 数	13,160,200株	35.24%
下限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	—株	—%

(注) 潜在株式は第1回新株予約権に係るものです。なお、第1回新株予約権については、その全て（131,602個）につき、その保有者たる合同会社ルビィにおいて、本新株予約権の発行を実行できないことが合理的に見込まれる場合を除き、行使期間の末日たる2026年9月30日までに行使を行う意向がないことを本引受契約において確認しているため、同日の経過をもって消滅する予定です。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
始 値	276円	153円	215円
高 値	277円	261円	261円
安 値	153円	110円	194円
終 値	155円	213円	214円

②最近6か月間の状況

	2026年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	225円	201円	211円	214円	216円	220円
高 値	226円	214円	215円	225円	221円	220円
安 値	194円	200円	209円	210円	214円	171円
終 値	200円	212円	213円	214円	220円	182円

(注) 2026年8月の状況につきましては、2026年8月25日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2026年 8 月 25 日
始 値	182円
高 値	183円
安 値	181円
終 値	182円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資による新株式の発行

払 込 期 日	2024年 7 月 1 日
募集時の発行済株式数	30,501,680株
発 行 新 株 式 数	6,840,000株
発 行 価 額	1株につき141円
資 金 調 達 の 額	964,440,000円
割 当 先	合同会社ルビィ
当 初 の 資 金 使 途	① 2024年 7 月～2026年 6 月までに既存店舗の改装及び修繕費（458百万円） ② 2024年 7 月～2025年 6 月までにD X化に伴う基幹システムの入 れ替え（260百万円） ③ 2024年 7 月～2025年 6 月までに店舗閉鎖に伴う費用（110百万 円） ④ 2024年 7 月～2025年 6 月までに広告宣伝費（100百万円）
変 更 後 の 資 金 使 途	① 2024年 7 月～2026年 6 月までに既存店舗の改装及び修繕費 （153百万円） ② 2024年 7 月～2025年 6 月までにD X化に伴う基幹システムの入 れ替え（260百万円） ③ 2024年 7 月～2025年 6 月までに店舗閉鎖に伴う費用（110百万 円） ④ 2024年 7 月～2025年 6 月までに広告宣伝費（100百万円） ⑤ 2026年 2 月～2026年 6 月までに運転資金（305百万円）

現時点における 充 当 状 況 (2026年6月末日現在)	全て充当済みであります。
-------------------------------------	--------------

(注) 2026年1月29日付「資金使途変更に関するお知らせ」において上記のとおり資金使途を変更しております。

・第三者割当増資による第1回新株予約権の発行

払 込 期 日	2024年7月1日
発行新株予約権数	131,602個
発 行 価 額	総額22,240,738円 (第1回新株予約権1個につき169円)
発行時における 調達予定資金の額	2,456,877,738円 (内訳) 新株予約権発行による調達額: 22,240,738円 新株予約権行使による調達額: 2,434,637,000円
行 使 期 間	2024年7月2日から2026年9月30日まで
割 当 先	合同会社ルビィ
募集時における発行済 株 式 数	30,501,680株
当該募集による 潜 在 株 式 数	13,160,200株 (新株予約権1個につき100株)
2026年8月26日(本件 に係る有価証券届出書 提出日)時点における 行 使 状 況	0株 (残新株予約権数131,602個)
2026年8月26日(本件 に係る有価証券届出書 提出日)時点における 調達した資金の額	0百万円
当初の資金使途	① 2024年7月～2026年9月までにM&A及び資本・業務提携に係る費用(2,421百万円)
現時点における 充 当 状 況 (2026年6月末日現在)	① 全額未充当であります。

ジャパンプラフトホールディングス株式会社
第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
ジャパンプラフトホールディングス株式会社（以下「当社」という。）第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
131,602個
3. 各本新株予約権の払込金額
199円
4. 本新株予約権の払込金額の総額
26,188,798円
5. 申込期日
2026年10月1日
6. 払込期日及び割当日
2026年10月1日
7. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を合同会社ルビィに割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は13,160,200株（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株）とする。但し、下記第(3)号乃至第(6)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (3) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割、無償割当て又は株式併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は、次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (4) また、当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調

整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (5) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (6) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初185円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新規発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必

要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年10月2日から2028年9月30日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。また、第15項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

13. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

14. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

15. 本新株予約権の取得に関する事項

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権の全部を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができる。但し、当該取締役会の決議を行う日（以下「本決議日」という。）及び本新株予約権を取得する日（以下「本取得日」という。）のいずれにおいても、本決議日及び本取得日それぞれにおいて参照可能な2027年6月期又は2028年6月期（以下「本参照事業年度」という。）に係る直近までの決算結果（各本参照事業年度につき、①本参照事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されている場合、当該有価証券報告書に記載の監査済みの連結財務諸表及び財務諸表、②本参照事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されていない期間について、半期報告書が提出されて

いる場合、当該半期報告書に記載の監査又はレビュー済みの連結財務諸表及び財務諸表、③本参照事業年度に係る有価証券報告書及び半期報告書が提出されていない期間について、当社が決算短信を公表している場合には、当該決算短信のうち最新のものに記載の連結財務諸表及び財務諸表をいう。)に基づき、2026年7月1日以降、単体及び連結での累積での営業損益が黒字となっていることを条件とする。取締役会が取得を決議する場合には、会社法第273条の規定に従って、本取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める本取得日に、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、当社は、本新株予約権者に対してその旨を事前に通知し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）をして、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前の時点において新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第8項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第11項に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第11項に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関

する事項

第12項に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要する。

- (8) 新株予約権の行使の条件

第14項に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

第15項に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17. 本新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使の請求をしようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中（第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）の営業時間内とする。）に行使請求受付場所に提出しなければならない。

19. 本新株予約権の行使請求受付場所

ジャパンプラフトホールディングス株式会社 企画部

20. 本新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社名古屋銀行 一社支店

21. その他

(1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生並びに2026年9月29日開催予定の当社株主総会決議に基づく承認決議がなされることを条件とする。

(2) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、継続的な事業の拡大と健全な財務体質の維持・強化を図るとともに、収益の状況や配当性向等を総合的に勘案し株主の皆様へ利益還元を行うことを基本方針としております。この方針に基づき株主当事業年度の期末配当金につきましては、計画通り1株当たり3円00銭の配当を実施させていただきます。なお、連結決算では配当金の総額を上回る利益剰余金を計上したものの、当社単体決算での利益剰余金では配当金の総額を下回ることから、その他資本剰余金を配当原資とさせていただきます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円 総額112,019,598円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月30日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）2名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、当監査等委員会、指名・報酬委員会における適切な手続きを経て取締役会が指名する取締役候補者について、検討の結果、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	再 任 ほり たかこ 堀 孝 子 (1966年1月5日)	1989年4月 (株)東京銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行 2004年2月 (株)レーサムリサーチ（現(株)レーサム）入社 2006年5月 (株)カーギルジャパン入社 2013年12月 (株)OGIホールディングス執行役員 2014年7月 (株)アイランドリゾート那須代表取締役社長 2015年12月 (株)ホテルニュー王子取締役副社長 2016年4月 (株)ホテルニュー王子代表取締役社長 2020年10月 R I Z A P グループ(株)入社 夢展望(株)副社長執行役員 2021年4月 ナラカミーチェジャパン(株)取締役 2021年5月 (株)トレセンテ取締役 2021年6月 夢展望(株)代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役社長（現任）	11,169株
(取締役候補者とした理由) 候補者は、数々の企業経営に携わった経営者としての豊富な経験と専門的な知見を有しており、2024年6月から当社代表取締役社長に就任し、グループ経営を担っております。同氏の豊富な業務経験と事業経営の知見を今後の当社グループの一層の企業価値向上に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	再 任 ごとう くにひと 後 藤 邦 仁 (1987年9月4日)	2012年4月 セイコーエプソン(株)入社 2015年3月 藤久(株)入社 2020年8月 藤久(株)社長室長 2020年9月 藤久(株)取締役 社長室担当 2021年9月 藤久(株)取締役 社長室、情報システム部担当 2022年1月 当社取締役 社長室、データマーケティング室担 当 2022年9月 当社取締役 データマーケティング室担当 2023年7月 藤久(株)取締役 手芸事業本部 副本部長 2023年9月 当社取締役 (現任) 2024年7月 藤久(株)執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 藤久(株)執行役員	10,624株
	(取締役候補者とした理由) 候補者は、2020年8月に藤久(株)の社長室長に就任し、経営全般に関する代表取締役社長の補佐 や特命事項の責任者としての経験を積んだ後、情報システム開発及び事業本部運営を統括してま いりました。同氏の行動力は、当社の持続的な成長に必要であると判断し、引き続き取締役候補 者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 「所有する当社の株式数」については、2026年6月30日現在の所有状況に基づき、役員持株会における持分を含めております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役永安吉太郎は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
再 任 ながやす よしたろう 永 安 吉太郎 (1966年11月18日)	1990年6月 藤久(株)入社 2010年7月 藤久(株)店舗運営部部長補 2018年7月 藤久(株)経営企画室室長 2020年9月 藤久(株)取締役 運営部・業務企画部・店舗開発部担当 2021年9月 藤久(株)取締役 (常勤監査等委員) 2022年7月 (株)日本ヴォーグ社監査役 (現任) 2022年9月 当社取締役 (常勤監査等委員) (現任) 2023年9月 藤久(株)監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 藤久(株)監査役 (株)日本ヴォーグ社監査役	18,058株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 候補者は、店舗部門における豊富な経験を有しており、経営企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 「所有する当社の株式数」については、2026年6月30日現在の所有状況に基づき、役員持株会における持分を含めております。

第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

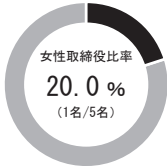
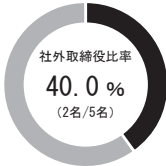
補欠監査等委員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社 の 株 式 数
たけうち ちかこ 竹 内 千賀子 (1975年7月5日)	2006年10月 奥野総合法律事務所入所（東京弁護士会弁護士登録） 2013年1月 せいりん総合法律事務所パートナー弁護士（愛知県弁護士会弁護士登録） 2017年2月 オリンピア法律事務所パートナー弁護士（現任） 2017年12月 一宮市公平委員会委員（現任） 2018年8月 愛知県中小企業再生支援協議会（現中小企業活性化協議会）マネージャー 2023年4月 愛知県弁護士会副会長 2024年10月 愛知県情報公開審査会委員（現任） 2026年4月 名古屋家庭裁判所調停委員（現任） (重要な兼職の状況) オリンピア法律事務所パートナー弁護士	一株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 候補者は、弁護士として法律に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、その知見を活かし、経営陣から独立した立場で、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化に貢献いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内千賀子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。竹内千賀子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 竹内千賀子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。竹内千賀子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

【ご参考】

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」、第4号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

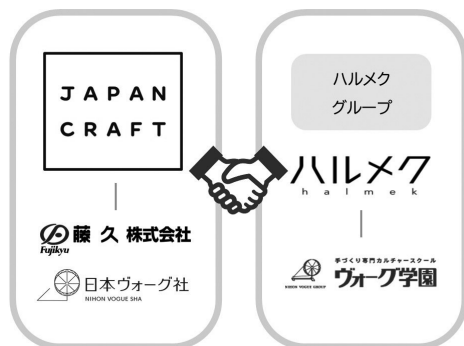


	氏名 (地位・役職)	スキルマトリクス（専門性・経験）							
		企業経営/ 組織運営	サステナ ビリ ティ (ESG)	財務会計/ 管理会計/ 資本政策	コンプライ アンス/ リスク管理	人事労務/ 人材開発	業界知見/ マーケテ ィング	IT/DX	グローバル
1	堀 孝子 (代表取締役社長)	○	○			○	○		○
2	後藤 邦仁 (取締役)	○					○	○	
3	西江 章 (社外取締役監査等委員)	○		○	○				
4	福海 照久 (社外取締役監査等委員)	○		○	○				
5	永安 吉太郎 (取締役常勤監査等委員)	○			○		○		

以 上

トピックス

ヴォーグ学園の全株式をハルメクに譲渡



2026年5月1日付けでヴォーグ学園の全株式をハルメクに譲渡いたしました。これに伴いヴォーグ学園は当社グループから外れましたが、引き続き戦略的パートナーとして位置づけ、事業における協力関係は継続してまいります。今後は、ハルメクが有する経営ノウハウと当社の業界知見を融合させることで、当社グループの更なる企業価値向上に努めるとともに、新たにハルメクの顧客層にもアプローチすることなどにより、当社グループの収益改善にも繋げてまいります。

クラフトハートトーカイ主催の編み会イベント初開催！

2025年12月、日本ヴォーグ社ビル内のレストラン&カフェ「カラーズ」にて、クラフトハートトーカイ主催の編み会イベント「編みパ」を開催しました。イベントではお客様が各自持ち寄った編み物を楽しめるほか、毛糸の購入や道具のお試しができるポップアップショップ「旅する毛糸店」を併設、さらに人気ニット作家「Nagi's Knit」 風さんのトークショーを実施いたしました。また、同日、別会場にて、日本ヴォーグ社の季刊誌『毛糸だま』の読者向けイベント「だまオフ」も開催され、編み物好き同士の交流の場となりました。



株主さまアンケート調査結果

中間期において「株主さまアンケート」を実施いたしました。ご協力誠にありがとうございました。いただきました貴重なご意見を今後の事業活動等に活かしてまいります。

〈アンケート結果〉

https://www.jcraft-hd.co.jp/ir/shareholder_report/



◆株主さま限定ワークショップイベント申込み

第5期定時株主総会終了後、ハンドメイド体験ワークショップを開催いたします。参加をご希望の株主さまは、以下のURLからお申込みください。〔お申込み期限 9/24(木)〕

〈お申込みURL〉

※お送りする招集ご通知をご覧ください

株主優待情報

保有株式数や保有期間に応じて、当社グループ運営の手芸専門店クラフトハートトーカイやＥＣサイトでご利用いただける「株主ご優待券」を贈呈いたします。

この度、配当を含めた株主還元のある方を総合的に検討し、2026年12月末基準日から、株主優待制度を変更することといたしました。優待金額の大幅な見直しとなり、株主優待を楽しみにしていただいていた株主様には、ご期待に沿えない面もあるかと存じますが、持続的な企業価値向上と安定的な株主還元を実現するための見直しであることをご理解賜りますようお願い申し上げます。

変更前の株主優待（2026年6月30日基準日まで）

基準日	保有株式数	優待内容・保有期間	
		1年以上継続保有	3年以上継続保有
6月30日 12月31日	100株以上200株未満	2,000円分×年2回	3,000円分×年2回
	200株以上600株未満	3,000円分×年2回	4,000円分×年2回
	600株以上	5,000円分×年2回	6,000円分×年2回
◎上記に加えて6月30日に1年以上継続保有で1,000株以上保有の株主様に年1回特別優待品の贈呈			

変更後の株主優待（2026年12月31日基準日～）

- ▶優待券1枚当たりの額面が1,000円から500円に変わります
- ▶お買い物1,000円ごとに、1枚（500円）の優待券がご利用可能です



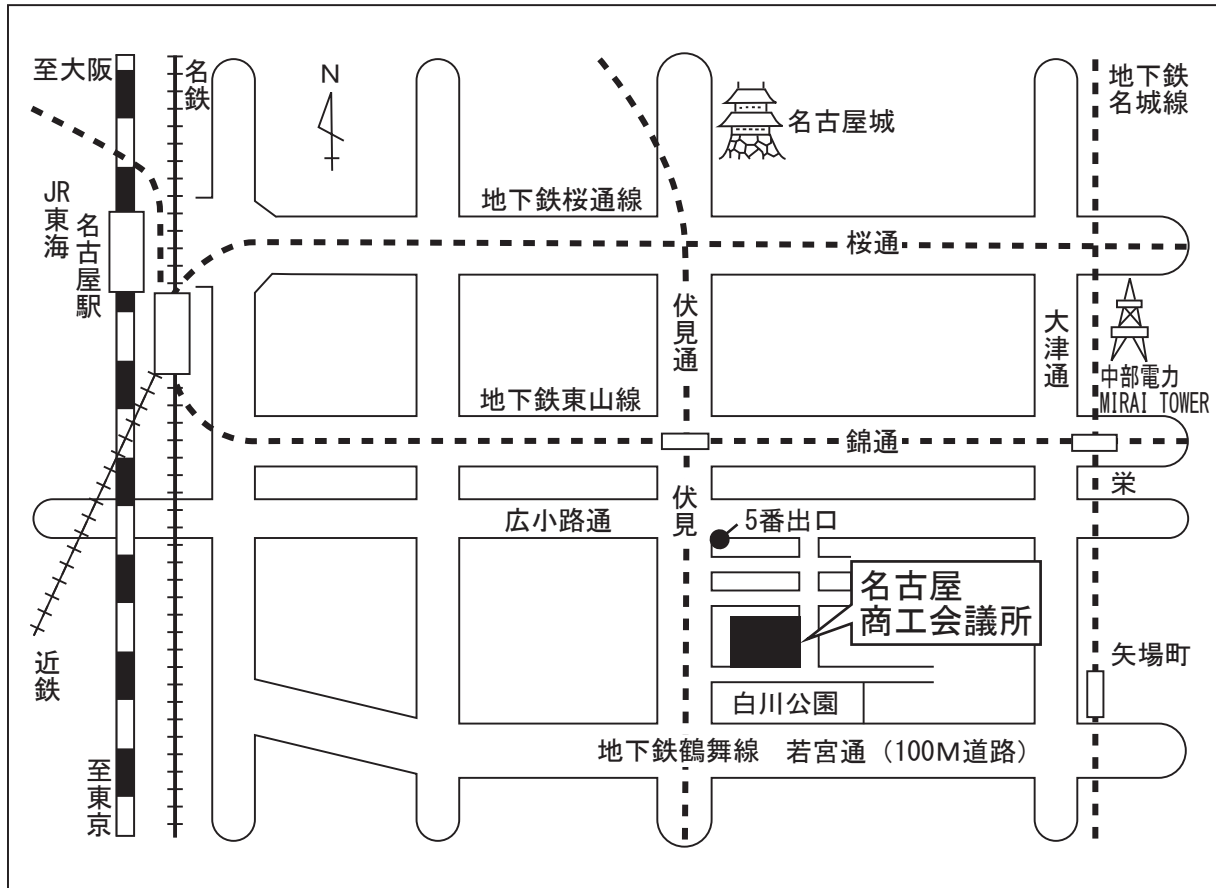
※優待券画像はイメージです

基準日	保有株式数	優待内容・保有期間	
		1年以上継続保有※ ¹	3年以上継続保有※ ²
6月30日	100株以上200株未満	500円分×年1回	
6月30日 12月31日	200株以上500株未満	500円分×年2回	
	500株以上700株未満	1,500円分×年2回	2,000円分×年2回
	700株以上1,000株未満	2,500円分×年2回	3,500円分×年2回
	1,000株以上	5,000円分×年2回	6,500円分×年2回
◎上記に加えて6月30日に1年以上継続保有で1,000株以上保有の株主様に年1回特別優待品の贈呈※ ³			

- ※¹ 「1年以上継続保有」は毎年6月30日及び12月31日の株主名簿において同一の株主番号で3回連続記録または記載されていることで確認し、保有株式数は3回目の株主名簿に記録または記載された保有株式数で確認いたします。
- ※² 「3年以上継続保有」は毎年6月30日及び12月31日の株主名簿において同一の株主番号で7回連続記録または記載されていることで確認し、保有株式数は7回目の株主名簿に記録または記載された保有株式数で確認いたします。
- ※³ 特別優待品の内容は詳細が決まり次第、当社ホームページ等でお知らせいたします。
- ※⁴ ＥＣサイトでご利用の場合はクーポン発行の手続きが必要となります。詳しくは、株主ご優待券と同封の「株主ご優待券のご案内」をご参照ください。
- ※⁵ 2026年9月30日でヴォーグ学園での優待券利用、2027年2月28日でトーカイ会員ポイント振替サービスは終了いたします。

優待発送時期 6月30日基準日→9月下旬発送（特別優待品は12月発送）／12月31日基準日→翌3月上旬発送

定時株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市中区栄二丁目10番19号

名古屋商工会議所 2階大会議室(ホール) 電話 <052>223-5612

交 通 地下鉄 「伏見駅」下車 5番出口から南へ徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。